

東京都内で食べられる「勝浦タンタンメン」について

おかげさまで2015年、「熱血!!勝浦タンタンメン船団」は第10回B-1グランプリ in 十和田においてゴールドグランプリを受賞いたしました。応援いただいた皆様には改めて感謝申し上げます。

さて私たちは勝浦市、勝浦商工会など公的団体とともに、一人でも多くの方々に勝浦を訪れていただくために勝浦地域のPR活動を行っている市民団体です。

そして、その活動の一環として、地域団体商標として「勝浦タンタンメン」について商標登録出願を行い、商標登録が認められております（商標登録第5703819号）。このような活動趣旨に基づき、原則として勝浦地域以外で地域ブランド「勝浦タンタンメン」の使用は認めておらず、例外として、現在東京都内の1店舗のみで「勝浦タンタンメン」の使用を認めております。

- ・日本橋鳥久（ランチのみ）

「熱血!!勝浦タンタンメン船団」は、上記以外の店舗では「勝浦タンタンメン」の使用の公認をしておりません。

しかし、過日の報道でも取り上げていただきましたが、すでに都内において数店舗による「勝浦タンタンメン」（無許可）又はこれと紛らわしい表記の使用が確認されています。これらの店舗は、「熱血!!勝浦タンタンメン船団」及び「B-1グランプリ」とは一切関係ございません。

「勝浦タンタンメン」又はこれと紛らわしい表記を使用して食品を提供している旨の事実を確認し、抗議を申し入れるとともに「地域ブランド監理監視機構」に通報しております。

消費者に誤認される可能性のある名称を使用して食品を提供している事実が確認された場合は、引き続き対応してまいります。消費者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。